**中能登町イメージキャラクター「おりひめ」着ぐるみ貸出規程**

（趣旨）

第１条　この規程は、中能登町イメージキャラクター「おりひめ」（以下「おりひめ」という。）の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を、中能登町の更なるイメージアップ及びＰＲを目的として使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出の対象）

第２条　貸出の対象は、次に定める場合とする。

(1) 公的使用（公的な位置付けができる事業での使用）のとき。

(2) その他、中能登町のＰＲになると判断できるとき。

（使用申請及び使用承諾基準等）

第３条　着ぐるみの使用を希望する者は、あらかじめ「おりひめ」着ぐるみ使用申請書（様式1）を、着ぐるみ管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

２　管理者は、前項の申請書の提出があったときは、第３項各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

３　次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

　(1) 「おりひめ」のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。

　(2) 中能登町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。

　(3) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。

　(4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されない恐れがあるとき。

　(5) その他、管理者が着ぐるみの使用を不適当と認めたとき。

（着ぐるみを使用する場合の順守事項）

第４条　着ぐるみを使用する団体及び個人（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用に際し、次に掲げる事項を順守しなければならない。

　(1) 承諾された用途のみに使用すること。

(2) 使用期間を順守すること。

(3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(4) 使用時の安全対策を講じること。

(5) 雨天又は降雪時等、悪天候の時に屋外で使用しないこと。

(6) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(7) その他、管理者が付した条件に従って使用すること。

（使用の承諾の取り消し）

第５条　申請者が、前条に定める事項を順守しなかったとき、又はこの規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その申請者への貸与は行わないものとする。この場合、申請者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

（使用料）

第６条　着ぐるみの使用料は、無料とする。ただし、着ぐるみの配送料その他引き渡し、受け取りに係る費用及びクリーニング等に係る費用は、使用者の負担とする。

（原状復帰）

第７条　着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申請者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

（管理者の責任）

第８条　着ぐるみの使用により使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害については、管理者は一切その責めを負わない。

（貸出・返却）

第９条　着ぐるみの貸出・返却の受け渡し時刻は、平日（土日祝日・年末年始を除く）午前８時３０分から午後５時の間とし、受け渡し場所は管理者が指定する場所で行うものとする。

（貸出の制限）

第１０条　未成年者への貸し出しは行わない。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は管理者が別に定める。

　附　則

　（施行期日）

　この規程は、平成２６年１２月１２日から施行する。

（様式1）

**「おりひめ」着ぐるみ使用申請書**

　　　　　年　　　月　　　日

　中能登町企画課長　　あて

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　「おりひめ」着ぐるみを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

１　使用期間　　　　　　　年　　月　　日(貸出日) ～ 　　　　年　　月　　日(返却日)

２　使 用 日　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

３　使用場所

４　使用目的

５　責任者連絡先　氏　名

　　　　　　　　　電　話　　　　　　（　　　　）

６　使用においては、次の点を順守します。

　(1) 中能登町イメージキャラクター「おりひめ」着ぐるみ貸出規程及び使用上の注意事項に基づき正しく使用する。

(2) 申請書に記載された期間・目的以外に使用しない。

(3) 取扱いに際し、破損等が生じた場合は原状回復して返却する。

--------------------------------------------------------------------------------------------

【確認欄】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸　出 | 年　　月　　日 | 頭　　□ | 胴体　□ | 手袋　□ | 靴　　□ | その他□ |
| 返　却 | 年　　月　　日 | 頭　　□ | 胴体　□ | 手袋　□ | 靴　　□ | その他□ |

**「おりひめ」の着ぐるみをご利用の皆様へ**

**【　使用上の注意事項　】**

１　貸出から返却までの運搬は、使用者で行ってください。着ぐるみは大きなもの（箱の直径1m）なので、大きな荷物が積める車等に載せ、破損しないように注意してください。

２　子どもたちの夢を壊さない為、着ぐるみの搬入・搬出及び脱着は、関係者以外の目に触れないように十分注意してください。また、脱着は、汚れない場所で行ってください。

３　着ぐるみに直接肌が触れないように、長袖のインナースーツ等を着たうえで着用してください。

４　アクセサリー等は外し、化粧は落としてから着用してください。

５　着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を管理者に相談したうえで行ってください。

６　「おりひめ」イメージを保つ為、着ぐるみの着用者は声を出さない、またイメージを損なうような行為・振る舞いはしないでください。（「おりひめ」は喋りません。）

７　着ぐるみは、可燃性の素材を使用していますので、火の元には十分ご注意ください。

８　着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のための補助員を付けてください。

９　使用後は、市販の消臭スプレー等を使用し、風通しの良いところで陰干しし、十分乾燥させてから返却してください。

10　雨天又は降雪時等、悪天候時は、屋外で使用しないでください。

11　飲酒・酒気帯びでの着用は、絶対にしないでください。

12　着ぐるみを着用できる方は、身長160㎝～170㎝の方です。

　以上の項目を順守できない恐れがある場合は、着ぐるみの使用の承諾は取り消します。

　また、使用時に注意事項を順守していないと判明した場合は、使用を中止させ、着ぐるみの貸し出しも中止します。

中能登町企画課